

平成29年11月定例会の内容 ※ 抜粋してお知らせいたします

○議案第99号 平成29年度磐田市一般会計補正予算（第5号）

事業名：福田漁港アクセス道路整備事業
（市道豊浜118号線整備工事）

補正額：22,798,000円

期間：平成29年10月25日～平成30年2月28日
（時間は8:00～17:00）

※工事期間は天候等の影響で延長となる場合があります
※工事期間中は一部道路が全面通行止めになるため迂回路をご利用ください（自転車道は通行可）



○議案第113号 磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

公立・私立幼稚園の利用料金の格差をなくすため、平成30年4月1日より保育料を同額とすることを議決しました。この条例は公私立の幼稚園（一部幼稚園を除く）、認定こども園（幼稚園部）に通う3歳児～5歳児が対象となります。現時点では園によって異なる保育料の徴収基準を統一し、所得に応じて世帯の階層区分を設け、保育料を統一します。

※園によっては保育料とは別途、給食費やバス代などを実費徴収する場合があります
保育料詳細につきましては、今後のあしかわTimesでお知らせいたします。



○議案116号 磐田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

水道施設の大半を占めている管路施設について、既に更新時期を経過している管路が多く存在し、更に毎年多くの管路が更新時期を迎えます。また大規模地震に備えた管路の耐震化も、老朽管の更新と同時に進めなければならない状況となっています。

しかしながら、全ての管路を更新、耐震化するためには莫大な費用と長い時間が必要です。このような状況において、平成29年3月に策定された『磐田市地域水道ビジョン』に掲げられた「災害に強い水道＝安全」「健全経営を維持できる水道＝持続」を推進すべく、限られた費用と時間の中で、管路事故などに伴うリスクを最小限に抑えるために、計画的な管路の更新、耐震化を進めることを目的とした「管路更新計画」を策定しました。計画の対象は、磐田市水道事業が管理する管路のうち、配水池、受水点などの場内管を除いた全ての管路です。

これに伴い、水道料金の改定案が作成されました。改定時期は平成30年4月1日とし、改定率はプラス10.7パーセント。この改定案は、必要な事業費を確保しつつ経営の更なる効率化を図ったうえで、市民生活・企業活動等への経済的な影響を考慮したものです。

例) 水道料金比較 口径20mm・使用水量24m³/月 (単位：円 消費税込み)

現行料金	改定料金	比較
2,976円	3,296円	320円 (+10.7%)

○議案第117号 磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

磐田北幼稚園が新園舎で開園されること、岩田幼稚園・豊田南幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行されること、南御厨幼稚園・福田中幼稚園が統合により閉園になることに伴い、条例の一部を改正しました。



磐田市に限らず、全国的に問題視されている『空き家』について…。以前、私も市民の方から相談を受けたことがあります。近所の空き家では雑草が生い茂り、木の枝が伸び放題。見た目も良くないが、犬の糞やゴミの放置などで不衛生なうえ、夏場は虫が発生して困っている…。確かに、空き家は管理が行き届かないため、近隣住民の方に被害が及びます。そこで、空き家対策として磐田市にはどのような制度があるのでしょうか。

【制度名】

磐田市空き家除却事業費補助金

【補助実施期間】

平成29年度から平成31年度の3年間

【対象者】

市内に空き家を所有する方※1となります。

※1 相続関係者等を含みます

【対象となる空き家】

下記のいずれかの空き家を対象となります。

- ・空家等対策特別措置法に基づく「特定空家※2」
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の「危険空き家※3」

※2.3 市が現地調査により判定します

【対象となる事業】

空き家および敷地内の埋設物、附属する門・塀、樹木等を解体・撤去し、原則更地（さらち※4）にする工事となります。

※4 建物がなく、すぐに建物を建てることのできる宅地

【申込要件】

下記のすべてを満たす場合となります。

- 対象者について
 - ・市税（市民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税）の滞納がないこと
- 対象となる空き家について
 - ・所有権以外の権利が設定されていない、又は設定されている全ての権利者の同意を得られること
 - ・他の補助金を受けている場合は、補助金の交付を受けた日から10年以上経過していること

【助成内容】

対象工事費の2分の1以内で、限度額は50万円となります。

【税額の減免】

除却時点で「住宅用地特例」の適用を受けている場合、土地の固定資産税等を除却後3年間、特例を受けた場合と同等になるよう減免します。減免を受ける場合は、市税課に「減免申請書」の提出が必要となります。

コチラもcheck!
空き家を管理してくれるところはあるの？

磐田市と磐田市シルバー人材センターは「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しています。この協定により、シルバー人材センターでは空き家の所有者等と契約を結び、見回りや敷地内の除草作業など、空き家の管理業務を行っていきます。

連絡先／公益社団法人磐田市シルバー人材センター
〒438-8601 静岡県磐田市森岡150
TEL 0538-37-0055 FAX 0538-37-1513
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日）



お問い合わせ先

補助金について・・・磐田市役所西庁舎2階 建築住宅課営繕企画グループ 0538-37-2706
税の減免について・・・磐田市役所本庁舎1階 市税課土地グループ 0538-37-4809